

(平成21年7月8日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認島根地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 2 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料（付加保険料を含む）については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月から同年 6 月まで

4、5 年前に社会保険事務所で確認したところ、申立期間の国民年金保険料は納付済みとなっていたにもかかわらず、最近、未納となることが判明した。納得できないので記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する申立人の国民年金被保険者台帳によると、申立人は、申立期間を含む昭和 51 年 7 月から 52 年 6 月までの国民年金保険料（定額保険料及び付加保険料）を 51 年 7 月 3 日に納付した旨の記載が確認できる。

また、申立期間は 3 か月と短期間である上、社会保険庁の記録によると、申立人は、申立期間を除き、昭和 51 年 6 月 21 日から 53 年 7 月 25 日までの国民年金任意加入期間について、保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料（付加保険料を含む）を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 1 月から同年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料については、国民年金手帳に 100 円の印紙を 3 か月分まとめて貼付し、A 市区町村（現在は、B 市区町村 C 支所）で納付したはずである。

昭和 47 年 12 月、D 市で国民年金に任意加入した際には、申立期間に係る保険料の納付状況について何も指摘されず、その後移り住んだいずれの市区町村でも、申立期間について保険料の納付勧奨を受けたことが無いことからすると、申立期間の国民年金保険料は納付しているに違いない。

また、申立期間に係る国民年金の加入事実については、昭和 57 年 8 月、A 市区町村で転入手続を行った際に判明したものである。

申立期間が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、付加保険料を含め保険料をすべて納付している。

また、申立人の「当時の国民年金保険料は 100 円で、国民年金手帳に 100 円の印紙を 3 か月分まとめて貼付し、A 市区町村で納付した。」との供述は、確認できた当時の A 市区町村の事務処理方法との間で齟齬はみられないこと、及び国民年金保険料を納付した際に A 市区町村の年金担当窓口で担当していたとする職員は、申立期間当時、実在したことが確認できることなどから、申立内容は信用できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 島根国民年金 事案 258

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年8月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年8月から50年3月まで  
20歳になった時、祖父がA市区町村で私の国民年金の加入手続きを行ってくれた。申立期間の私の国民年金保険料については、毎月、夫（故人）が町内会で欠かさず納付していたので、未納となっているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、「夫が毎月、夫婦の保険料を町内会で納付していた。」としているが、社会保険庁の記録によれば、その夫も申立期間の国民年金保険料は未納となっている。

また、社会保険事務所が保管する国民年金受付処理簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和37年6月5日と50年11月25日以降の2回払い出されており、特に50年11月25日以降の払出しの際には、夫婦連番となっている上、夫婦ともに20歳の時点まで遡<sup>さかのぼ</sup>って国民年金被保険者資格を取得したとされているが、申立人自身は、国民年金への加入手続き及び国民年金保険料の納付に関与していないため、これらの状況が不明となっている。

さらに、申立人の夫が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年3月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年3月から50年3月まで

昭和42年3月の町内会入会時、申立人の伯母が国民年金の加入手続を行ってくれた。国民年金保険料については、申立人が毎月町内会の会計係に欠かさず納付していた。

申立期間が未納となっているのは納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立期間の国民年金保険料について、「夫(申立人)が毎月、夫婦の保険料を町内会で納付していた。」としているが、社会保険庁の記録によれば、その妻も申立期間の国民年金保険料は未納となっている。

また、申立人の妻は、「昭和42年3月ごろ、申立人の伯母が国民年金の加入手続を行ってくれた。」と申し立てしているところ、社会保険事務所が保管する国民年金受付処理簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、申立期間後の50年11月25日以降(昭和36年7月31日資格取得)であり、それ以前の期間においては、申立人の氏名は見当たらず、このほかに申立人に係る別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年7月から同年9月までの期間及び47年4月から49年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和21年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和42年7月から同年9月まで  
② 昭和47年4月から49年11月まで

申立期間①については、同居していた両親（故人）が国民年金保険料を納付していた。申立期間②については、昭和47年3月に退職した後、私が国民年金の加入手続を行い、保険料を自治会に納付していた。年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の手帳記号番号は昭和49年12月17日に払い出されているが、その時点では、申立期間①については、時効により特例納付を行わない限り国民年金保険料を納付することはできないところ、申立人には特例納付を行った記憶は無く、また、申立期間②については、任意加入の対象期間となることから、制度上さかのぼって国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立期間①については、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、これらの手続等を行っていたとする申立人の両親も故人であることから、申立人の国民年金の加入状況、保険料の納付状況等は不明となっている。

加えて、申立期間②について、元自治会員の供述により、当時、自治会が国民年金保険料の集金業務を行っていたことは確認できたものの、申立人が保険料を納付していたことをうかがわせる証言は得られず、申立人の国民年金加入手続に係る記憶も明確であるとは見受けられない。

その上、申立人は「再交付を受けた手帳を含めて、2冊の年金手帳のほかには持っていない。」と供述していることからすると、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 48 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 2 月 27 日から同年 3 月 1 日まで  
平成 8 年 2 月から A 事業所に勤務した。平成 11 年 3 月 1 日付けで退職したものと思っていたが、社会保険庁の記録では同年 2 月 27 日付けで厚生年金保険の資格を喪失している。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された A 事業所の給与明細書によると、申立人が同事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、当該事業所では「厚生年金保険料は翌月の給与から控除していた。」と供述しているところ、申立人から提出のあった平成 11 年 3 月分給与明細書によると、申立期間の厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

なお、同事業所は、退職手続について、「申立人の最終出勤日の平成 11 年 2 月 26 日を退職日とし、翌 27 日を厚生年金保険の資格喪失日として社会保険事務所に届け出たと思われる。」と回答している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 島根厚生年金 事案 238

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 8 月 1 日から 44 年 7 月 1 日まで  
昭和 42 年 6 月から 44 年 6 月まで A 事業所に勤務していたが、申立期間が厚生年金保険に未加入となっているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に A 事業所に勤務し、所在が確認できた 5 人の同僚のうち 2 人は、申立人を覚えているが、その退職時期までは分からないとしており、他の同僚 3 人は申立人を覚えておらず、そのうちの 1 人は「当時、15、6 人の従業員がおり、そのほとんどの従業員の顔と名前が一致するが、申立人のことだけは思い出せない。」と説明しているなど、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していた事実を確認できない。

また、当時の事業主は病床にあるため供述を得ることはできず、当該事業主の長男は、申立期間当時の従業員に関する資料は保存されていないため、申立人の申立期間当時の勤務状況や厚生年金保険料の控除の状況については全く分からないと供述している。

さらに、当時、当該事業所で厚生年金関係の事務を担当していた事業主の妻は故人となっており、その者からも供述を得ることはできない。

加えて、社会保険事務所が保管している A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録によると、申立人は昭和 42 年 6 月 1 日に厚生年金保険の資格を取得し、同年 8 月 1 日に資格を喪失していることが確認できるが、このほかに申立人の氏名は無く、同名簿において健康保険の整理番号の欠番も認められないことから、申立人に係る厚生年金記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。